

第12号

定価一年間300円
組合員の購読料は
組合費に含む



発行 檜山教職員組合

〒043-0056 江差町字陣屋町 86-1
Tel 0139(52)0858 FAX (52)1490
発行責任者 石橋英敏
E-mail: hiyamakyoso@proof.ocn.ne.jp

2000万人署名 みなさんのご協力を

全国 津々浦々で

私たちは 戦争法の廃止を訴えます

衆議院議長 大島理森
参議院議長 山崎正昭
内閣総理大臣 安倍晋三

戦争

2015年9月19日に参議院で“強行採決”され“成立”した「平和安全保障関連法」は、憲法第9条が禁じる国際紛争解決のための武力行使を可能とするもので、憲法違反であることは明らかです。したがって、「平和安全」の名にかかわらず、その内容はまぎれもなく戦争法です。また、憲法解釈を180度くつがえした閣議決定に基づいた違憲の立法は、内閣と国会による立憲主義の否定であり、断じて認めることはできません。

この戦争法が発動されれば、日本は海外で戦争する国になり、自衛隊は海外で殺し殺されることになり、日本自体が武力紛争の当事者となって、「平和安全」とはまったく逆の事態を招くこととなります。

戦争法に対しては、国会審議の段階で、憲法の専門家をはじめ、さまざまな分野の人びとから反対の声が上がり、世論調査でも8割が政府の説明は不十分と答えていました。全国の人びとの強い反対の声を国会内の数の力で踏みこじった採決は、主権在民と民主主義を壊す暴挙であり、正当性を欠くものです。

以上の趣旨から、次の事項について請願します。

【請願事項】

- 一、戦争法である「平和安全保障関連法」をすみやかに廃止してください。
- 一、立憲主義の原則を堅持し、憲法9条を守り、いかしてください。

氏名	住所

呼びかけ 戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会

【共同呼びかけ】 戦争をさせない1000人委員会/解釈で憲法9条を壊すな！実行委員会/戦争する国づくりストップ！憲法を守り、いかに共同センター/安倍教育政策NO！ネット/安倍政権にNO！ 東京・地域ネットワーク/安全保障関連法に反対する医療・介護・福祉関係者の会/安全保障関連法に反対する学者の会/安保関連法に反対するママの会/NGO非戦ネット/沖縄・一坪反戦地主会関東ブロック/女の平和/改憲問題対策法律家6団体連絡会/原発をなくす全国連絡会/国連人権勧告の実現を！実行委員会/さようなら原発1000万人アクション/自由と民主主義のための学生緊急行動（SEALDs）/首都圏原発連合/戦時性暴力問題対策会議/宗教者・門徒・信者国会前大集會/脱原発をめざす女たちの会/止めよう！辺野古埋立 国会包囲実行委員会/日韓つながり直しキャンペーン2015/日本軍「慰安婦」問題解決全国行動/反貧困ネットワーク/「秘密保護法」廃止！実行委員会/mネット・民法改正情報ネットワーク/立憲デモクラシーの会/全国労働組合連絡協議会/全国労働金庫労働組合連合会

「戦争法（安保関連法）を廃止し、立憲主義を取り戻そう」の一点で、29団体が共同する全国署名が取り組まれています。来春までに二十万人の集約を目標にし、文字通り請願事項の実現をめざします。檜山教組でも取り扱います。皆様の「ご協力」を心より呼びかけます。

違憲の安保法案が民意を無視して強行されました。これをそのままにすれば、日本国憲法の平和主義、立憲主義、そして民主主義は侵害されたまま、国の形が大きく変わってしまいます。法案反対運動に示した国民のエネルギーをさらに広く強く、「安保法制」の廃止をなし遂げましょう。



専修大学教授
広瀬 清吾 さん

反対運動のエネルギーを 広く強くして

殺めるために生きるなんて もう終わりです！

私たちは、何のために働き、何のために子どもを育て、何のために生きるのか。今回の戦争法案では、そのことが突きつけられました。

戦闘行為は、自衛隊の中で完結するものではありません。私たちの日々の働きから生み出されるものが、戦争に使われるのです。兵士の命についても同じです。誰かを殺すために生きるなんてことは、もう終わりです！

戦争協力反対の声を上げ、手を取り合ひましょう。



安保関連法に
反対するママの会
西郷 南海子さん

私たちはこの国をどんな国にしたいのか。何事も力で押し通す国など望んでいない。自由にモノが言える国、敵を作らない国、独立主権国家、そして何よりも非戦の国をめざしてはたはす。



弁護士・伊藤塾塾長
伊藤 真 さん

立憲主義と民主主義を回復し、国民が主権者であり続けるためにそれぞれができることを続けましょう。

私も全国の皆さんと共に違憲訴訟という手段も使い戦争法廃止に向けて闘い続けます。

今こそ一人ひとりが自立した市民として主体的に行動するチャンスです。

国民が主権者で あり続けるために

私の人生 新たな命 めちやくちやにされたくない



若者憲法集会実行委員会
黒澤 和泉 さん

高校生、大学生をはじめ私たち若者はこれから先、半世紀以上を生きていくことになると思います。自分の人生を、戦争によってめちやくちやにされたくありません。これから生まれてくる新たな命にも責任があります。だから、戦争をできるようにする法律には断固反対します。

憲法無視をこれ以上許さないため、「不断の努力」（憲法12条）を続けていきましょう。

「武器持つなら水鉄砲」「戦車に乗るより三輪車」「戦地に行くより遊園地」—安保関連法に反対する北海道ママの会がデモ行進する時のコールだそうです。「武器」と「水鉄砲」など対比される両者のギャップが大きく、ユーモアを誘います。しかし、そこに込められる思いは深く、命を生み育む当事者としての身を切るような切実が滲みま

「子どもは自分から切り離すことができない存在。自分から抜き取ることができない重み。この感覚を核として戦争を止めるための言葉をつづいていきたい」—全国「ママの会」発起人の西郷さんの弁です。その西郷さんが、同会が取り組んだ署名についてこう述べます。「署名の力点は一人ひとりからの“メッセージ”。誰でもないその人の言葉を語ることで、次の誰かの表現を呼び起す」と。

「ママの会」の合言葉は「だれの子どもも、ころさせない」。すべてに通じる願いです。でもそこに寄せ合う思いは、その一つひとつが固有でかけがえないものです。垣根を越え、「子ども」の存在に寄せた思いを広く紡ぎ合っていたいのです。

どのように変わるの？

*道教委提示文書をもとに作成

項目		現行	見直し案
評価期間	能力	4月～3月	4月～3月
	業績	4月～3月	4月～3月(12月勤勉手当に反映) 10月～3月(6月勤勉手当に反映)
評価対象者	臨時職員除く全職員	原則、全ての職員	通年の能力・業績の評価を昇給・任用・分限に活用
面談	原則2回(当初、最終)	原則4回(期首-前後期の始2回と期末2回)	
苦情処理	苦情処理対応 *勤勉手当制度には苦情相談規定	苦情相談・苦情処理対応 *苦情相談規定:市町村立学校は市町村教委が整備	
評価結果開示	被評価者の申出	原則口頭により開示	
人事管理活用	任用	×	○ 直近結果中位以上について、任用職適性者の中からの昇任を検討(H30)
	給与	×	○ 「給与評定制度」により査定昇給・勤勉手当に反映 ・勤勉手当:業績評価結果に基づく成績区分・成績率決定を検討(H28年12月から) ・能力評価と業績評価の結果に基づく昇給区分の決定を検討(H30)
	分限	×	○ 連続最下位となった場合などについて、免職、降任、降給の契機としての活用を検討(H30)

■職種ごとの「職務分類」「着眼点」「主な行動例」を提示。

■職務:教諭=学習指導・生徒指導・いじめ対応・校務分掌等
養教:保健管理・保健・生徒指導・いじめ対応・校務分掌等
事務:学校事務実務・校務分掌等

■着眼点:能力=責任感・連携・協働姿勢・積極性・知識技能・情報収集活用・企画力...
業績=教育成果(業務実績)・工夫改善(業務改善)・正確性・迅速性・効率性

■業績評価シートに「困難度・重要度」。「期待することが困難(容易)」と思われる目標、又は重要度が特に高い(低い)と思われる目標の指標。

全体評価区分

中位より上	A	特に優秀
中位より上	B	通常より優秀
中位	C	通常
中位より下	D	通常より物足りない
中位より下	E	はるかに及ばない

学校職員人事評価制度

任用・給与・分限に活用

昨年五月の地方公務員法改正を受け道教委は、来年四月から新たな「学校職員人事評価制度」が開始できるよ

現行制度を見直すと、二二日、組合に「制度

北海道では〇八年度から「学校職員評価制度」と、勤勉手当に対する「査定制度」が走り出し、一五年一月からは月例給に対する査定制度も導入

北海道では〇八年度から「学校職員評価制度」と、勤勉手当に対する「査定制度」が走り出し、一五年一月からは月例給に対する査定制度も導入

北海道では〇八年度から「学校職員評価制度」と、勤勉手当に対する「査定制度」が走り出し、一五年一月からは月例給に対する査定制度も導入

「信頼と協力」子どもの教育にとっての基盤

支え、耕す取り組みにこそ意を尽くすべき

新たな案では、これらの制度を一本化し「能力」と「業績」の二つで「評価」。結果を任用・給与・分限など人事管理の基礎として活用することを検討、勤勉手当については一六年度一二月から、昇給・任用・分限については一八年度からの活用を見込んでいます。「人事評価の結果が連続して最下位の場合は分限処分の契機として活用することを検討」など事は重大です。この間、道教委とも確認してきた学校づくりの基本原則(別項)

である「信頼」と「協力」という教育の基盤が決定的に切り崩されてしまう危険があります。子どもの成長に直接かわる教育の現場にあって、信頼で結ばれた関係の中で力を合わせて教育の仕事に臨むことができる環境が大切にされなければなりません。ここにこそ意を尽くすべきです。年明け早々から交渉が行われます。現場の声と願いを教職員組合に是非お寄せください。交渉に反映します。

関わり、連携、共有 子どもを通してつながる世界 育てたい力、伝えたい心 共に紡ぎ合つて

一二月五日、松山教職員組合養護教員部学習会が行われました。一、二名が参加、函館凌雲中・廣瀬真澄先生と八雲中・樋口雅子先生による講話に学びました。

そうやって私も育てられてきた」と講話を結びました。

廣瀬先生は養護教諭歴三八年、「社会や環境の変化に戸惑うことはあっても、学校に携わる一員として子どもを共に育てる軸は変わらな

い。どう関わり、連携し、共有できるか

「思春期教室」や「命の学習」などの実践を紹介しました。

保健室登校について「子どもの安心安定とパワーアップという視点から先生方との協働を探る」と、『好き』な異性を

「好き」な異性を

「好き」な異性を

「好き」な異性を

「好き」な異性を

「好き」な異性を

「好き」な異性を

「好き」な異性を

思春期の子どもたちと向き合う 養護教員部学習会



廣瀬真澄先生

「好き」な異性を

「好き」な異性を

「好き」な異性を

「好き」な異性を

「好き」な異性を



樋口雅子先生

「好き」な異性を

「好き」な異性を

「好き」な異性を

「好き」な異性を

「好き」な異性を



「好き」な異性を

「好き」な異性を

「好き」な異性を

「好き」な異性を

「好き」な異性を

学校づくりの基本原則 *2014/10 道教委との確認

- ① 学校教育は、校長を中心に教職員が協力し、組織的、継続的に行われるものであり、教育の成果は一朝一夕にあらわ
- ② 学校の教育目標は、校長の学校経営理念のもとに、教職員の意見が生かされ、学校や地域の実態を踏まえて設定されるものであること。その学校教育目標の実現に向けて教職員一人ひとりが努力すべきであること。
- ③ 教育目標を達成するためには、校長と教職員との信頼関係が保たれ、教職員同士の十分な意思疎通、共通理解が図られている必要があること。